薬事法の一部を改正する法律

平成18年 6月14日 法律 第69号

# 改正前

# 改正後

#### - 目次-

施行日:平成21年 6月 1日

#### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 地方薬事審議会(第三条)

第三章 薬局(第四条-第十一条)

第四章 医薬品等の製造販売業及び製造業 (第十二条-第二十三条)

第四章の二 登録認証機関 (第二十三条の二-第二十三条の十九)

第五章 医薬品の販売業及び医療機器の販売業等 第一節 医薬品の販売業(第二十四条-第三十八 条)

第二節 医療機器の販売業、賃貸業及び修理業 (第三十九条-第四十条の三)

第六章 医薬品等の基準及び検定(第四十一条-第四十三条)

第七章 医薬品等の取扱い

第一節 毒薬及び劇薬の取扱い(第四十四条-第四十八条)

第二節 医薬品の取扱い(第四十九条-第五十八 条)

第三節 医薬部外品の取扱い (第五十九条・第 六十条)

第四節化粧品の取扱い(第六十一条・第六十一条)

第五節 医療機器の取扱い(第六十三条-第六十 五条)

第八章 医薬品等の広告(第六十六条-第六十八 条)

第八章の二 生物由来製品の特例(第六十八条の 二-第六十八条の十一)

第九章 監督(第六十九条-第七十六条の三) 第九章の二 指定薬物の取扱い(第七十六条の 四-第七十七条)

第九章の三 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器の指定等(第七十七条の二-第七十七条の 二の六)

第十章 雑則 (第七十七条の三-第八十三条の五) 第十一章 罰則 (第八十三条の六-第九十一条) 附則

#### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 地方薬事審議会(第三条)

第三章 薬局(第四条-第十一条)

第四章 医薬品等の製造販売業及び製造業 (第十二条-第二十三条)

第四章の二 登録認証機関(第二十三条の二-第二 十三条の十九)

第五章 医薬品の販売業及び医療機器の販売業等 第一節 医薬品の販売業 (第二十四条-第三十八 条)

第二節 医療機器の販売業、賃貸業及び修理業 (第三十九条-第四十条の四)

第六章 医薬品等の基準及び検定(第四十一条-第四十三条)

第七章 医薬品等の取扱い

第一節 毒薬及び劇薬の取扱い(第四十四条-第四十八条)

第二節 医薬品の取扱い (第四十九条-第五十八 条)

第三節 医薬部外品の取扱い(第五十九条・第六十条)

第四節 化粧品の取扱い(第六十一条・第六十 二条)

第五節 医療機器の取扱い(第六十三条-第六十 五条)

第八章 医薬品等の広告(第六十六条-第六十八 条)

第八章の二 生物由来製品の特例(第六十八条の 二-第六十八条の十一)

第九章 監督(第六十九条-第七十六条の三) 第九章の二 指定薬物の取扱い(第七十六条の 四-第七十七条)

第九章の三 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器の指定等(第七十七条の二-第七十七条の 二の六)

第十章 雑則(第七十七条の三-第八十三条の五) 第十一章 罰則(第八十三条の六-第九十一条) 附則

#### - 本則-

施行日:平成21年 6月 1日

#### (定義)

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物

(定義)

|第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物|

をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品(以下「機械器具等」という。)でないもの(医薬部外品を除く。)
- 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及 ぼすことが目的とされている物であつて、機 械器具等でないもの(医薬部外品及び化粧品 を除く。)
- 2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げることが目的とされており、かつ、人体に対する作用が緩和な物であつて機械器具等でないもの及びこれらに準ずる物で厚生労働大臣の指定するものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、前項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物を除く。
  - 一 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭 の防止
  - 二 あせも、ただれ等の防止
  - 三 脱毛の防止、育毛又は除毛
  - 四 人又は動物の保健のためにするねずみ、は え、蚊、のみ等の駆除又は防止
- 3 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌(ぼう)を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。
- 4 この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物 の疾病の診断、治療若しくは予防に使用される こと、又は人若しくは動物の身体の構造若しく は機能に影響を及ぼすことが目的とされている 機械器具等であつて、政令で定めるものをい
- 5 この法律で「高度管理医療機器」とは、医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合(適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る。次項及び第七項において同じ。)において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 6 この法律で「管理医療機器」とは、高度管理医療機器以外の医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 7 この法律で「一般医療機器」とは、高度管理医

をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品(以下「機械器具等」という。)でないもの(医薬部外品を除く。)
- 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及 ぼすことが目的とされている物であつて、機 械器具等でないもの(医薬部外品及び化粧品 を除く。)
- 2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいる。
  - 一次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物(これらの使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。)であつて機械器具等でないもの
    - イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体 臭の防止
    - ロ あせも、ただれ等の防止 ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛
  - 二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物(この使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。)であつて機械器具等でないもの
  - 三 前項第二号又は第三号に規定する目的のため に使用される物(前二号に掲げる物を除 く。)のうち、厚生労働大臣が指定するもの
- 3 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌(ぼう)を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。
- 4 この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物 の疾病の診断、治療若しくは予防に使用される こと、又は人若しくは動物の身体の構造若しく は機能に影響を及ぼすことが目的とされている 機械器具等であつて、政令で定めるものをい う。
- 5 この法律で「高度管理医療機器」とは、医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合(適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る。次項及び第七項において同じ。)において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- |6 この法律で「管理医療機器」とは、高度管理医

療機器及び管理医療機器以外の医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

- 8 この法律で「特定保守管理医療機器」とは、医療機器のうち、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 9 この法律で「生物由来製品」とは、人その他の 生物(植物を除く。)に由来するものを原料又 は材料として製造(小分けを含む。以下同 じ。)をされる医薬品、医薬部外品、化粧品又 は医療機器のうち、保健衛生上特別の注意を要 するものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛 生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 10 この法律で「特定生物由来製品」とは、生物由来製品のうち、販売し、賃貸し、又は授与した後において当該生物由来製品による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずることが必要なものであつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 11 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所(その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。)をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。)の調剤所を除く。
- 12 この法律で「製造販売」とは、その製造等(他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を含まない。以下同じ。)をし、又は輸入をした医薬品(原薬たる医薬品を除く。)、医薬部外品、化粧品又は医療機器を、それぞれ販売し、賃貸し、又は授与することをいう。
- 13 この法律で「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている 医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。
- 14 この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋(がい)然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物(大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)に規定する大麻、覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬及び向精神薬並

- 療機器以外の医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 7 この法律で「一般医療機器」とは、高度管理医療機器及び管理医療機器以外の医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 8 この法律で「特定保守管理医療機器」とは、医療機器のうち、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 9 この法律で「生物由来製品」とは、人その他の生物(植物を除く。)に由来するものを原料又は材料として製造(小分けを含む。以下同じ。)をされる医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器のうち、保健衛生上特別の注意を要するものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 10 この法律で「特定生物由来製品」とは、生物由来製品のうち、販売し、賃貸し、又は授与した後において当該生物由来製品による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずることが必要なものであつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 11 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所(その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。)をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。)の調剤所を除く。
- 12 この法律で「製造販売」とは、その製造等(他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を含まない。以下同じ。)をし、又は輸入をした医薬品(原薬たる医薬品を除く。)、医薬部外品、化粧品又は医療機器を、それぞれ販売し、賃貸し、又は授与することをいう。
- 13 この法律で「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている 医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。
- 14 この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋(が

- びにあへん法(昭和二十九年法律第七十一号) に規定するあへん及びけしがらを除く。)として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意 見を聴いて指定するものをいう。
- 15 この法律で「希少疾病用医薬品」とは、第七十 七条の二第一項の規定による指定を受けた医薬 品を、「希少疾病用医療機器」とは、同項の規 定による指定を受けた医療機器をいう。
- 16 この法律で「治験」とは、第十四条第三項(同 条第九項及び第十九条の二第五項において準用 する場合を含む。)の規定により提出すべき資 料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収 集を目的とする試験の実施をいう。
- い)然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物(大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)に規定する大麻、覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法(昭和二十九年法律第七十一号)に規定するあへん及びけしがらを除く。)として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 15 この法律で「希少疾病用医薬品」とは、第七十七条の二第一項の規定による指定を受けた医薬品を、「希少疾病用医療機器」とは、同項の規定による指定を受けた医療機器をいう。
- 16 この法律で「治験」とは、第十四条第三項(同 条第九項及び第十九条の二第五項において準用 する場合を含む。)の規定により提出すべき資 料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収 集を目的とする試験の実施をいう。

#### 施行日:平成21年 6月 1日

#### (許可の基準)

- 第五条 次の各号のいずれかに該当するときは、前 条第一項の許可を与えないことができる。
  - 一 その薬局の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
  - 二 その薬局において 薬事に関する実務に従事する薬剤師が厚生労働省令で定める 員数に達しないとき。
  - 三 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。第十二条の二第三号、第十三条第四項第二号(同条第七項及び第十三条の三第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の二第二項 ◆追加◆、第三十九条第三項第二号及び第四十条の二第四項第二号において同じ。)が、次のイからホまでのいずれかに該当するとき。
    - イ 第七十五条第一項の規定により許可を取り 消され、取消しの日から三年を経過してい ない者
    - ロ 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行 を終わり、又は執行を受けることがなくな つた後、三年を経過していない者
    - ハ イ及び口に該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号) その他薬事に関する法令又はこれに基づく部分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者
    - 二 成年被後見人又は麻薬、大麻、あへん若し くは覚せい剤の中毒者
    - ホ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正 に行うことができない者として厚生労働省 令で定めるもの

# (許可の基準)

- 第五条 次の各号のいずれかに該当するときは、前 条第一項の許可を与えないことができる。
  - 一 その薬局の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
  - 二 その薬局において 医薬品の調剤及び販売又は 授与の業務を行う体制が厚生労働省令で定め る 基準に適合しないとき。
  - 三申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。第十二条の二第三号、第十三条第四項第二号(同条第七項及び第十三条の三第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の二第二項、第二十六条第二項第三号、第三十条第二項第二号、第三十九条第三項第二号、第三十九条第三項第二号及び第四十条の二第四項第二号において同じ。)が、次のイからホまでのいずれかに該当するとき。
    - イ 第七十五条第一項の規定により許可を取り 消され、取消しの日から三年を経過してい ない者
    - ロ 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行 を終わり、又は執行を受けることがなくな つた後、三年を経過していない者
    - ハイ及び口に該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号) その他薬事に関する法令又はこれに基づく部分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者
    - 二 成年被後見人又は麻薬、大麻、あへん若し くは覚せい剤の中毒者
    - ホ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正

4

施行日:平成21年 6月 1日

#### (薬局の管理)

- 第七条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「薬局開設者」という。)が薬剤師(薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)第八条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下この項及び次項 ◆追加◆において同じ。)であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局において薬事に関する実務に従事する他の薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させるときは、この限りでない。
- 2 薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならない。
- 3 薬局の管理者(第一項の規定により薬局を実地 に管理する薬局開設者を含む。次条第一項にお いて同じ。)は、その薬局以外の場所で業とし て薬局の管理その他薬事に関する実務に従事す る者であつてはならない。ただし、その薬局の 所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、 この限りでない。

#### (薬局の管理)

- 第七条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「薬局開設者」という。)が薬剤師(薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)第八条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下この項及び次項、第二十五条の二第二項、第三十一条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十五条において同じ。)かけて第一項がは第一項がは第一項がは、その薬局において薬局をときは、その薬局において薬事にでであるときない。ただし、その薬局において薬事にである実務に従事する他の薬剤師のうちから要する実務に従事する他の薬剤師のうちから要するときない。
- 2 薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならない。
- 3 薬局の管理者(第一項の規定により薬局を実地 に管理する薬局開設者を含む。次条第一項にお いて同じ。)は、その薬局以外の場所で業とし て薬局の管理その他薬事に関する実務に従事す る者であつてはならない。ただし、その薬局の 所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、 この限りでない。

#### - 本則-

|施行日:平成21年 6月 1日

# ◆追加◆

(薬剤を販売する場合等における情報提供)

- 第九条の二 薬局開設者は、医師又は歯科医師から 交付された処方せんにより調剤された薬剤を購 入し、又は譲り受けようとする者に対して薬剤 を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省 令で定めるところにより、その薬局において薬 剤の販売又は授与に従事する薬剤師をして、厚 生労働省令で定める事項を記載した書面を用い て、その適正な使用のために必要な情報を提供 させなければならない。
- 2 薬局開設者は、医師若しくは歯科医師から交付された処方せんにより調剤された薬剤を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局において調剤された薬剤を購入し、若しくは譲り受けた者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師をして、その適正な使用のために必要な情報を提供させなければならない。

#### 本則-

#### 施行日:平成21年 6月 1日

#### ◆追加◆

# (薬局における掲示)

第九条の三 薬局開設者は、厚生労働省令で定める ところにより、当該薬局を利用するために必要 な情報であつて厚生労働省令で定める事項を、 当該薬局の見やすい場所に掲示しなければなら ない。

# - 本則-

#### 施行日:平成21年6月1日

#### (医薬品の販売業の許可の種類)

- 第二十五条 医薬品の販売業の許可 を分けて、次の とおりとする。
  - 一 一般販売業の許可
  - 二 薬種商販売業の許可
  - 三 配置販売業の許可
  - 四 特例販売業の許可

#### (医薬品の販売業の許可の種類)

- 第二十五条 医薬品の販売業の許可 は、次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める業務につ いて行う。
  - 一店舗販売業の許可 一般用医薬品(医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。)を、店舗において販売し、又は授与する業務
  - 二 配置販売業の許可 一般用医薬品を、配置により販売し、又は授与する業務
  - 三 卸売販売業の許可 医薬品を、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者その他厚生労働省令で定める者(第三十四条第三項において「薬局開設者等」という。)に対し、販売し、又は授与する業務
  - ◆削除◆

#### - 本則-

#### 施行日:平成21年 6月 1日

#### (一般販売業の許可)

- 第二十六条 一般販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事(専ら薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、下療施設の開設者に対してのみ、業として、下の場所を販売し又は授与する一般販売業(以下下業にあっては、その店舗の所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政中で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長 ◆追加◆)が与える。
- 2 前項の許可については、第五条の規定を準用する。ただし、同条第二号の規定は、卸売一般販売業の許可については、準用しない。
- 3 卸売一般販売業の許可を受けている者は、当該 許可に係る店舗については、業として、医薬品 を、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造 業者又は販売業者及び病院、診療所又は飼育動

#### (店舗販売業の許可)

- 第二十六条 店舗販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事 (◆削除◆その店舗の所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第二十八条第三項において同じ。)が与える。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の 許可を与えないことができる。
  - 一 その店舗の構造設備が、厚生労働省令で定め る基準に適合しないとき。
  - 二 薬剤師又は第三十六条の四第二項の登録を受けた者(以下「登録販売者」という。)を置くことその他その店舗において医薬品の販売又は授与の体制が適切に医薬品を販売し、又は授与するために必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しないとき。
  - 三 申請者が、第五条第三号イからホまでのいず

物診療施設の開設者以外の者に対し、販売し、 又は授与してはならない。ただし、都道府県知 事の許可を受けたときは、この限りでない。

4 前項ただし書の許可については、第五条第二号の規定を準用する。

れかに該当するとき。

- ◆削除◆
- ◆削除◆

#### - 本則-

#### 施行日:平成21年 6月 1日

#### (準用)

第二十七条 一般販売業の業務の管理については、第七条、第八条及び第九条の規定を準用する。この場合において、第七条第三項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と読み替えるものとする。

#### (店舗販売品目)

第二十七条 店舗販売業の許可を受けた者(以下 「店舗販売業者」という。)は、一般用医薬品 以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若し くは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列しては ならない。ただし、専ら動物のために使用され ることが目的とされている医薬品については、 この限りでない。

#### - 本則-

#### 施行日:平成21年 6月 1日

#### (薬種商販売業の許可)

- 第二十八条 薬種商販売業の許可は、店舗ごとに、 その店舗の所在地の都道府県知事が与える。
- 2 前項の許可は、申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員及び政令で定めるこれに準ずる者を含む。次項及び第三十条第二項において同じ。)が、次条に規定する指定医薬品以外のすべての医薬品を取り扱うにつき必要な知識経験を有する者として政令で定める基準に該当する場合を除き、その者がその販売業の業務を行うにつき必要な知識経験を有するかどうかについての試験を行つた上、与える。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項 の許可を与えないことができる。
  - ー その店舗の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
  - 二 申請者が、第五条第三号イからホまでのいず れかに該当するとき。

# (店舗の管理)

- 第二十八条 店舗販売業者は、その店舗を、自ら実地に管理し、又はその指定する者に実地に管理させなければならない。
- 2 前項の規定により店舗を実地に管理する者(以下「店舗管理者」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、薬剤師又は登録販売者でなければならない。
- 3 店舗管理者は、その店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事する者であつてはならない。ただし、その店舗の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

#### - 本則-

#### 施行日:平成21年6月1日

# (指定医薬品の販売の禁止)

第二十九条 薬種商販売業の許可を受けた者(以下「薬種商」という。)は、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

# (店舗管理者の義務)

- 第二十九条 店舗管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗に勤務する薬剤師、登録販売者その他の従業者を監督し、その店舗の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その店舗の業務につき、必要な注意をしなければならない。
- 2 店舗管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗の業務につき、店舗販売業者に対し必要な意見を述べなければならない。

# 施行日:平成21年 6月 1日

#### ◆追加◆

# (店舗販売業者の遵守事項)

- 第二十九条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、店舗における医薬品の管理の方法その他店舗の業務に関し店舗販売業者が遵守すべき事項を定めることができる。
- 2 店舗販売業者は、第二十八条第一項の規定により店舗管理者を指定したときは、前条第二項の規定による店舗管理者の意見を尊重しなければならない。

# - 本則-

#### 施行日:平成21年6月1日

#### ◆追加◆

#### (店舗における掲示)

第二十九条の三 店舗販売業者は、厚生労働省令で 定めるところにより、当該店舗を利用するため に必要な情報であつて厚生労働省令で定める事 項を、当該店舗の見やすい場所に掲示しなけれ ばならない。

#### - 本則-

#### 施行日:平成21年 6月 1日

# (配置販売業の許可)

- 第三十条 配置販売業の許可は、配置しようとする 区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都 道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従 い品目を指定して与える。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の 許可を与えないことができる。

# ◆追加◆

- 申請者が、第五条第三号イからホまでのいずれかに該当するとき。
- 二 申請者が、その販売業の業務を行うにつき必要な知識経験を有しないとき。
- 3 前項第二号の知識経験を有するかどうかの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (配置販売業の許可)

- 第三十条 配置販売業の許可は、配置しようとする 区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都 道府県知事が ◆削除◆与える。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の 許可を与えないことができる。
  - 一薬剤師又は登録販売者が配置することその他 当該都道府県の区域において医薬品の配置販 売を行う体制が適切に医薬品を配置販売する ために必要な基準として厚生労働省令で定め るものに適合しないとき。
  - 二 申請者が、第五条第三号イからホまでのいず れかに該当するとき。
  - ◆削除◆
- ◆削除◆

#### - 本則-

### 施行日:平成21年6月1日

#### (配置販売品目の制限)

第三十一条 配置販売業の許可を受けた者(以下「配置販売業者」という。)は、 前条第一項の 規定により都道府県知事が指定した品目以外の 医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授 与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

#### (配置販売品目 ◆削除◆)

第三十一条 配置販売業の許可を受けた者(以下「配置販売業者」という。)は、 一般用医薬品のうち経年変化が起こりにくいことその他の厚生労働大臣の定める基準に適合するもの以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

#### - 本則-

#### 施行日:平成21年 6月 1日

#### ◆追加◆

(都道府県ごとの区域の管理)

- 第三十一条の二 配置販売業者は、その業務に係る 都道府県の区域を、自ら管理し、又は当該都道 府県の区域内において配置販売に従事する配置 員のうちから指定したものに管理させなければ ならない。
- 2 前項の規定により都道府県の区域を管理する者 (以下「区域管理者」という。)は、厚生労働 省令で定めるところにより、薬剤師又は登録販 売者でなければならない。

# - 本則-

# 施行日:平成21年 6月 1日

#### ◆追加◆

#### (区域管理者の義務)

- 第三十一条の三 区域管理者は、保健衛生上支障を 生ずるおそれがないように、その業務に関し配 置員を監督し、医薬品その他の物品を管理し、 その他その区域の業務につき、必要な注意をし なければならない。
- 2 区域管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その区域の業務につき、配置販売業者に対し必要な意見を述べなければならない。

### - 本則-

#### 施行日:平成21年 6月 1日

#### ◆追加◆

#### (配置販売業者の遵守事項)

- 第三十一条の四 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、配置販売の業務に関する記録方法その他配置販売の業務に関し配置販売業者が遵守すべき事項を定めることができる。
- 2 配置販売業者は、第三十一条の二第一項の規定 により区域管理者を指定したときは、前条第二 項の規定による区域管理者の意見を尊重しなけ ればならない。

# - 本則-

#### 施行日:平成21年 6月 1日

#### (配置員に対する指導監督)

第三十四条 配置販売業者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、配置販売の業務に関し、その配置員を指導し、監督しなければならない。

#### (卸売販売業の許可)

- 第三十四条 卸売販売業の許可は、営業所ごとに、 その営業所の所在地の都道府県知事が与える。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の 許可を与えないことができる。
  - 一 その営業所の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
  - 二 申請者が、第五条第三号イからホまでのいず れかに該当するとき。
- 3 卸売販売業の許可を受けた者(以下「卸売販売業者」という。)は、当該許可に係る営業所については、業として、医薬品を、薬局開設者等以外の者に対し、販売し、又は授与してはならない。

## 施行日:平成21年 6月 1日

#### (特例販売業の許可)

第三十五条 特例販売業の許可は、当該地域における薬局及び医薬品販売業の普及が十分でない場合その他特に必要がある場合に、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。次条において同じ。)が、品目を指定して与える。

#### (営業所の管理)

- 第三十五条 卸売販売業者は、営業所ごとに、薬剤師を置き、その営業所を管理させなければならない。ただし、卸売販売業者が薬剤師の場合であつて、自らその営業所を管理するときは、この限りでない。
- 2 卸売販売業者が、薬剤師による管理を必要としない医薬品として厚生労働省令で定めるもののみを販売又は授与する場合には、前項の規定にかかわらず、その営業所を管理する者(以下「営業所管理者」という。)は、薬剤師又は薬剤師以外の者であつて当該医薬品の品目に応じて厚生労働省令で定めるものでなければならない。
- 3 営業所管理者は、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する者であつてはならない。ただし、その営業所の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

#### - 本則-

# 施行日:平成21年 6月 1日

#### (特例販売品目の制限)

第三十六条 特例販売業の許可を受けた者(以下「特例販売業者」という。)は、前条の規定により都道府県知事が指定した品目以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

#### (営業所管理者の義務)

- 第三十六条 営業所管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その営業所の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その営業所の業務につき、必要な注意をしなければならない。
- 2 営業所管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所の業務につき、卸売販売業者に対し必要な意見を述べなければならない。

#### - 本則-

#### 施行日:平成21年 6月 1日

#### (卸売販売業者の遵守事項)

- 第三十六条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、営業所における医薬品の試験検査の実施方法その他営業所の業務に関し卸売販売業者が遵守すべき事項を定めることができる。
- 2 卸売販売業者は、第三十五条第一項又は第二項 の規定により営業所管理者を置いたときは、前 条第二項の規定による営業所管理者の意見を尊 重しなければならない。
- 〔編注〕本条は平一八・六・一四法六九で追加されたが、公布の日から起算して三年を超えない 範囲内において政令で定める日から施行。

#### (卸売販売業者の遵守事項)

- 第三十六条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、営業所における医薬品の試験検査の実施方法その他営業所の業務に関し卸売販売業者が遵守すべき事項を定めることができる。
- 2 卸売販売業者は、第三十五条第一項又は第二項 の規定により営業所管理者を置いたときは、前 条第二項の規定による営業所管理者の意見を尊 重しなければならない。

#### ◆削除◆

#### - 本則-

# 施行日:平成21年 6月 1日

◆追加◆

- (一般用医薬品の販売に従事する者)
- 第三十六条の五 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、一般用医薬品につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に販売させ、 又は授与させなければならない。
  - 一 第一類医薬品 薬剤師
  - 二 第二類医薬品及び第三類医薬品 薬剤師又は登 録販売者

#### - 本則-

# 施行日:平成21年 6月 1日



# (情報提供等)

- 第三十六条の六 薬局開設者又は店舗販売業者は、 その薬局又は店舗において第一類医薬品を販売 し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定 めるところにより、医薬品の販売又は授与に従 事する薬剤師をして、厚生労働省令で定める事 項を記載した書面を用いて、その適正な使用の ために必要な情報を提供させなければならな い。
- 2 薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗において第二類医薬品を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者をして、その適正な使用のために必要な情報を提供させるよう努めなければならない。
- 3 薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局若しくは店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者をして、その適正な使用のために必要な情報を提供させなければならない。
- 4 第一項の規定は、医薬品を購入し、又は譲り受ける者から説明を要しない旨の意思の表明があった場合には、適用しない。
- 5 配置販売業者については、前各項の規定を準用する。この場合において、第一項及び第二年中「薬局又は店舗」とあるのは「業務に係る場所県の区域」と、「販売し、又は授与する場合」とあるのは「配置する場合」と、第三項までの規定中「医薬品の販売」と、関係では、「その薬局若しくは譲り受けるでは、一般の薬局若しくは譲り受けた者と、との者によって購入され、若しくは譲り受けた者と、若しくは譲り受けた者と、若しくは譲りでけた者によって購入され、一般用医薬品を使用する者」とあるのは

「配置販売によつて一般用医薬品を購入し、若 しくは譲り受けようとする者又は配置した一般 用医薬品を使用する者」と読み替えるものとす る。

#### - 本則-

施行日:平成21年6月1日

#### (販売方法等の制限)

- 第三十七条 薬局開設者又は 一般販売業の許可を受けた者(以下「一般販売業者」という。)、薬種商若しくは特例販売業者は、店舗による販売又は授与以外の方法により、配置販売業者は、配置以外の方法により、医薬品を販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で医薬品を貯蔵し、若しくは陳列してはならない。
- 2 配置販売業者 及び特例販売業者は、医薬品の直接の容器又は直接の被包(内袋を含まない。第五十四条及び第五十七条第一項を除き、以下同じ。)を開き、その医薬品を分割販売してはならない。

#### (販売方法等の制限)

- 第三十七条 薬局開設者又は 店舗販売業者は店舗による販売又は授与以外の方法により、配置販売業者は 配置以外の方法により、それぞれ医薬品を販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で医薬品を貯蔵し、若しくは陳列してはならない。
- 2 配置販売業者 ◆削除◆は、医薬品の直接の容器 又は直接の被包(内袋を含まない。第五十四条 及び第五十七条第一項を除き、以下同じ。)を 開き、その医薬品を分割販売してはならない。

#### - 本則-

施行日:平成21年 6月 1日

#### (準用)

第三十八条 医薬品の販売業については、第十条及び第十一条の規定を準用する。この場合において、第十条中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在地が 同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と読み替えるものとする。

#### (準用)

第三十八条 医薬品の販売業については、第十条及び第十一条の規定を準用する。この場合において、第十条中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(店舗販売業にあつては、その店舗の所在地が第二十六条第一項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と読み替えるものとする。

#### - 本則-

施行日:平成21年 6月 1日

#### (準用)

- 第四十条 第三十九条第一項の高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業については、第八条 及び第九条から第十一条までの規定を準用する。この場合において、第九条第一項中「医薬品の試験検査の実施方法」とあるのは、「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の品質確保の方法」と読み替えるものとする。
- 2 前条第一項の管理医療機器の販売業又は賃貸業については、第九条第一項及び第十条の規定を準用する。この場合において、第九条第一項中「医薬品の試験検査の実施方法」とあるのは、「管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の品質確保の方法」と読み替えるものとする。
- 3 一般医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)を業として販売し、授与し、若しくは賃

#### (準用)

- 第四十条 第三十九条第一項の高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業については、第八条、第九条、第十条及び第十一条の規定を準用する。この場合において、第九条第一項中「医薬品の試験検査の実施方法」とあるのは、「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の品質確保の方法」と読み替えるものとする。
- 2 前条第一項の管理医療機器の販売業又は賃貸業については、第九条第一項及び第十条の規定を準用する。この場合において、第九条第一項中「医薬品の試験検査の実施方法」とあるのは、「管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の品質確保の方法」と読み替えるものとする。
- 3 一般医療機器(特定保守管理医療機器を除 く。)を業として販売し、授与し、若しくは賃

貸し、又は販売、授与若しくは賃貸の目的で陳列しようとする者(第三十九条第一項の許可を受けた者及び前条第一項の届出を行つた者を除く。)については、第九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「医薬品の試験検査の実施方法」とあるのは、「一般医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の品質確保の方法」と読み替えるものとする。

4 前三項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

貸し、又は販売、授与若しくは賃貸の目的で陳 列しようとする者(第三十九条第一項の許可を 受けた者及び前条第一項の届出を行つた者を除 く。)については、第九条第一項の規定を準用 する。この場合において、同項中「医薬品の試 験検査の実施方法」とあるのは、「一般医療機 器(特定保守管理医療機器を除く。)の品質確 保の方法」と読み替えるものとする。

4 前三項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

# - 本則-

施行日:平成21年 6月 1日

# ◆追加◆

# (情報提供)

第四十条の四 医療機器の販売業者、賃貸業者又は 修理業者は、医療機器を一般に購入し、又は使 用する者に対し、医療機器の適正な使用のため に必要な情報を提供するよう努めなければなら ない。

#### - 本則-

|施行日:平成21年 6月 1日

# (開封販売等の制限)

第四十五条 医薬品の一般販売業者以外の販売業者 は、第五十八条の規定によつて施された封を開いて、毒薬又は劇薬を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

#### (開封販売等の制限)

第四十五条 店舗管理者が薬剤師である店舗販売業 者及び営業所管理者が薬剤師である卸売販売業 者以外の医薬品の販売業者は、第五十八条の規 定によつて施された封を開いて、毒薬又は劇薬 を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目 的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

#### - 本則-

施行日:平成21年6月1日

#### (直接の容器等の記載事項)

- 第五十条 医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。
  - 一 製造販売業者の氏名又は名称及び住所
  - 二名称(日本薬局方に収められている医薬品にあっては日本薬局方において定められた名称、その他の医薬品で一般的名称があるものにあつてはその一般的名称)
  - 三 製造番号又は製造記号
  - 四重量、容量又は個数等の内容量
  - 五 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、「日本薬局方」の文字及び日本薬局方において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項

#### ◆追加◆

六 第四十二条第一項の規定によつてその基準が 定められた医薬品にあつては、貯法、有効期間その他その基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項

#### (直接の容器等の記載事項)

- 第五十条 医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。
  - 一 製造販売業者の氏名又は名称及び住所
  - 二 名称(日本薬局方に収められている医薬品に あつては日本薬局方において定められた名 称、その他の医薬品で一般的名称があるもの にあつてはその一般的名称)
  - 三 製造番号又は製造記号
  - 四重量、容量又は個数等の内容量
  - 五 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、「日本薬局方」の文字及び日本薬局方において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項
  - 六 一般用医薬品にあつては、第三十六条の三第 一項に規定する区分ごとに、厚生労働省令で 定める事項
  - 七 第四十二条第一項の規定によつてその基準が 定められた医薬品にあつては、貯法、有効期

- 七 日本薬局方に収められていない医薬品にあつては、その有効成分の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)
- 八 習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定 する医薬品にあつては、「注意—習慣性あり」 の文字
- 九 前条第一項の規定により厚生労働大臣の指定 する医薬品にあつては、「注意—医師等の処方 せんにより使用すること」の文字
- ◆追加◆
- 十 厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、 その使用の期限
- 十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令 で定める事項

- 間その他その基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項
- 八 日本薬局方に収められていない医薬品にあつては、その有効成分の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)
- 九 習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定 する医薬品にあつては、「注意—習慣性あり」 の文字
- 十 前条第一項の規定により厚生労働大臣の指定 する医薬品にあつては、「注意—医師等の処方 せんにより使用すること」の文字
- 十一 厚生労働大臣が指定する医薬品にあつて は、「注意—人体に使用しないこと」の文字
- 十二 厚生労働大臣の指定する医薬品にあつて は、その使用の期限
- 十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令 で定める事項

# 施行日:平成21年 6月 1日

# (販売、製造等の禁止)

- 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。
  - 一日本薬局方に収められている医薬品であつて、その性状又は品質が日本薬局方で定める 基準に適合しないもの
  - 二 第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品であつて、その成分若しくは分量(成分が不明のものにあつては、その本質又は製造方法)又は性状若しくは品質がその承認の内容と異なるもの(第十四条第十項(第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反していないものを除く。)
  - 三 第十四条第一項又は第二十三条の二第一項の 規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定 した医薬品であつて、その成分若しくは分量 (成分が不明のものにあつては、その本質又 は製造方法)又は性状若しくは品質がその基 準に適合しないもの
  - 四 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品であつて、その基準 (第五十条第六号及び第五十二条第三号に規定する基準を除く。) に適合しないもの
  - 五 その全部又は一部が不潔な物質又は変質若し くは変敗した物質から成つている医薬品
  - 六 異物が混入し、又は付着している医薬品
  - 七 病原微生物その他疾病の原因となるものにより汚染され、又は汚染されているおそれがある医薬品
  - 八 着色のみを目的として、厚生労働省令で定めるタール色素以外のタール色素が使用されて

# (販売、製造等の禁止)

- 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。
  - 一日本薬局方に収められている医薬品であつて、その性状又は品質が日本薬局方で定める 基準に適合しないもの
  - 二 第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品であつて、その成分若しくは分量(成分が不明のものにあつては、その本質又は製造方法)又は性状若しくは品質がその承認の内容と異なるもの(第十四条第十項(第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反していないものを除く。)
  - 三 第十四条第一項又は第二十三条の二第一項の 規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定 した医薬品であつて、その成分若しくは分量 (成分が不明のものにあつては、その本質又 は製造方法)又は性状若しくは品質がその基 準に適合しないもの
  - 四 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品であつて、その基準 (第五十条第七号及び第五十二条第三号に規定する基準を除く。) に適合しないもの
  - 五 その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質から成つている医薬品
  - 六 異物が混入し、又は付着している医薬品
  - 七 病原微生物その他疾病の原因となるものにより汚染され、又は汚染されているおそれがある医薬品
  - 八 着色のみを目的として、厚生労働省令で定めるタール色素以外のタール色素が使用されて

施行日:平成21年 6月 1日

# ◆追加◆

#### (陳列等)

- 第五十七条の二 薬局開設者又は医薬品の販売業者 は、医薬品を他の物と区別して貯蔵し、又は陳 列しなければならない。
- 2 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者 は、一般用医薬品を陳列する場合には、厚生労 働省令で定めるところにより、第一類医薬品、 第二類医薬品又は第三類医薬品の区分ごとに、 陳列しなければならない。

#### - 本則-

施行日:平成21年 6月 1日

第三節 医薬部外品の取扱い

(直接の容器等の記載事項)

- 第五十九条 医薬部外品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。
  - 一 製造販売業者の氏名又は名称及び住所
  - 二「医薬部外品」の文字

# ◆追加◆

- 三名称 (一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)
- 四 製造番号又は製造記号
- 五 重量、容量又は個数等の内容量

#### ◆追加◆

六 厚生労働大臣の指定する成分を含有する医薬 部外品にあつては、その成分の名称

#### ◆追加◆

- 七 厚生労働大臣の指定する医薬部外品にあつては、その使用の期限
- 八 第四十二条第二項の規定によりその基準が定められた医薬部外品にあつては、その基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で 定める事項

第三節 医薬部外品の取扱い

(直接の容器等の記載事項)

- 第五十九条 医薬部外品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。
  - 一 製造販売業者の氏名又は名称及び住所
  - 二 「医薬部外品」の文字
  - 三 第二条第二項第二号又は第三号に規定する医薬部外品にあつては、それぞれ厚生労働省令で定める文字
  - 四 名称 (一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)
  - 五 製造番号又は製造記号
  - 六 重量、容量又は個数等の内容量
  - 七 厚生労働大臣の指定する医薬部外品にあつては、有効成分の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)及びその分量
  - 八 厚生労働大臣の指定する成分を含有する医薬 部外品にあつては、その成分の名称
  - 九 第二条第二項第二号に規定する医薬部外品の うち厚生労働大臣が指定するものにあつて は、「注意一人体に使用しないこと」の文字
  - 十 厚生労働大臣の指定する医薬部外品にあつて は、その使用の期限
  - 十一 第四十二条第二項の規定によりその基準が 定められた医薬部外品にあつては、その基準 において直接の容器又は直接の被包に記載す るように定められた事項
  - 十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

#### - 本則-

施行日:平成21年 6月 1日

#### (準用)

第六十条 医薬部外品については、第五十一条から 第五十七条までの規定を準用する。この場合に

#### (準用)

第六十条 医薬部外品については、第五十一条から 第五十七条までの規定を準用する。この場合に

おいて、第五十一条中「第四十四条第一項若し くは第二項又は前条各号」とあるのは「第五十 九条各号」と、第五十二条第三号中「第四十二 条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」 と、第五十三条中「第四十四条第一項若しくは 第二項又は前三条」とあるのは「第五十九条又 は第六十条において準用する第五十一条若しく は前条」と、第五十五条第一項中「第五十条か ら前条まで」とあるのは「第五十九条又は第六 十条において準用する第五十一条から前条ま で」と、同条第二項中「、第十九条の二第四項 若しくは第二十三条の二第一項若しくは第四 項」とあるのは「若しくは第十九条の二第四 項」と、第五十六条第四号中「第四十二条第一 項」とあるのは「第四十二条第二項」と、「 第 五十条第六号及び第五十二条第三号」とあるの は「第六十条において準用する第五十二条第三 号及び 第五十九条第八号」と読み替えるものと する。

おいて、第五十一条中「第四十四条第一項若し くは第二項又は前条各号」とあるのは「第五十 九条各号」と、第五十二条第三号中「第四十二 条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」 と、第五十三条中「第四十四条第一項若しくは 第二項又は前三条」とあるのは「第五十九条又 は第六十条において準用する第五十一条若しく は前条」と、第五十五条第一項中「第五十条か ら前条まで」とあるのは「第五十九条又は第六 十条において準用する第五十一条から前条ま で」と、同条第二項中「、第十九条の二第四項 若しくは第二十三条の二第一項若しくは第四 項」とあるのは「若しくは第十九条の二第四 項」と、第五十六条第四号中「第四十二条第-項」とあるのは「第四十二条第二項」と、「 第 五十条第七号及び第五十二条第三号」とあるの は「第六十条において準用する第五十二条第三 号及び 第五十九条第十一号」と読み替えるもの とする。

# - 本則-

# 施行日:平成21年6月1日

# (準用)

第六十二条 化粧品については、第五十一条から第 五十七条までの規定を準用する。この場合にお いて、第五十一条中「第四十四条第一項若しく は第二項又は前条各号」とあるのは「第六十一 条各号」と、第五十二条第三号中「第四十二条 第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と、 第五十三条中「第四十四条第一項若しくは第二 項又は前三条」とあるのは「第六十一条又は第 六十二条において準用する第五十一条若しくは 前条」と、第五十五条第一項中「第五十条から 前条まで」とあるのは「第六十一条又は第六十 二条において準用する第五十一条から前条ま で」と、同条第二項中「、第十九条の二第四項 若しくは第二十三条の二第一項若しくは第四 項」とあるのは「若しくは第十九条の二第四 項」と、第五十六条第四号中「第四十二条第 項」とあるのは「第四十二条第二項」と、「第 五十条第六号及び第五十二条第三号」とあるの は「第六十二条において準用する第五十二条第 三号及び第六十一条第六号」と読み替えるもの とする。

#### (準用)

第六十二条 化粧品については、第五十一条から第 五十七条までの規定を準用する。この場合にお いて、第五十一条中「第四十四条第一項若しく は第二項又は前条各号」とあるのは「第六十一 条各号」と、第五十二条第三号中「第四十二条 第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と、 第五十三条中「第四十四条第一項若しくは第二 項又は前三条」とあるのは「第六十一条又は第 六十二条において準用する第五十一条若しくは 前条」と、第五十五条第一項中「第五十条から 前条まで」とあるのは「第六十一条又は第六十 二条において準用する第五十一条から前条ま で」と、同条第二項中「、第十九条の二第四項 若しくは第二十三条の二第一項若しくは第四 項」とあるのは「若しくは第十九条の二第四 項」と、第五十六条第四号中「第四十二条第 項」とあるのは「第四十二条第二項」と、 「第 五十条第七号及び第五十二条第三号」とあるの は「第六十二条において準用する第五十二条第 三号及び第六十一条第六号」と読み替えるもの とする。

#### - 本則-

#### 施行日:平成21年 6月 1日

# 第九章 監督

(立入検査等)

第六十九条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者、第十四条の十一第一項の登録を受けた者、医療機器の修理業者又は第十八条第三項、第六十八条の九第六項若しくは第七十七条の五第四項の委託を受けた者(以

# 第九章 監督 (立入検査等)

第六十九条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者、第十四条の十一第一項の登録を受けた者、医療機器の修理業者又は第十八条第三項、第六十八条の九第六項若しくは第七十七条の五第四項の委託を受けた者(以

下この項において「製造販売業者等」とい う。)が、第十二条の二、第十三条第四項(同 条第七項において準用する場合を含む。)、第 十四条第二項、第九項若しくは第十項、第十四 条の三第二項、第十四条の九、第十四条の十 三、第十五条第一項、第十七条(第四十条の三 において準用する場合を含む。)、第十八条第 一項若しくは第二項(第四十条の三において準 用する場合を含む。)、第十九条(第四十条の 三において準用する場合を含む。)、第二十二 条、第二十三条(第四十条の三において準用す る場合を含む。)、第四十条の二第四項(同条 第六項において準用する場合を含む。)、第四 十六条第一項若しくは第四項、第五十八条、第 六十八条の二、第六十八条の八第一項、第六十 八条の九第一項若しくは第六項から第八項ま で、第七十七条の三第一項 、第二項若しくは第 四項、第七十七条の四、第七十七条の四の二第 一項、第七十七条の四の三、第七十七条の五第 一項若しくは第四項から第六項まで若しくは第 八十条第一項の規定又は第七十一条、第七十二 条第一項から第三項まで、第七十二条の四、第 七十三条若しくは第七十五条第一項に基づく命 令を遵守しているかどうかを確かめるために必 要があると認めるときは、当該製造販売業者等 に対して、厚生労働省令で定めるところにより 必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事 務所その他当該製造販売業者等が医薬品、医薬 部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り 扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳 簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業 員その他の関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事 (卸売一般販売業以外の一般販売 業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在 地が保健所を設置する市又は特別区の区域にあ る場合においては、市長又は区長。第七十条第 一項、第七十二条第四項、第七十二条の二、第 七十二条の四、第七十三条、第七十五条第一 項、第七十六条及び第八十一条の二において同 じ。)は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は 第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一 項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者(以 下この項において「販売業者等」という。) が、第五条 (第二十六条第二項において準用す る場合を含む。)、第七条(第二十七条におい て準用する場合を含む。)、第八条(第二十七 条及び第四十条第一項において準用する場合を 含む。)、第八条の二第一項若しくは第二項、 第九条( 第二十七条及び第四十条第一項から第 三項までにおいて準用する場合を含む。)、 十条(第三十八条並びに第四十条第一項及び第 二項において準用する場合を含む。)、第十一 条(第三十八条及び第四十条第一項において準 用する場合を含む。)、 第二十六条第三項、第 二十八条第三項、第二十九条、第三十条第二項 第一号、第三十一条から第三十四条まで、第三 十六条、第三十七条、第三十九条第三項、第三

下この項において「製造販売業者等」とい う。)が、第十二条の二、第十三条第四項(同 条第七項において準用する場合を含む。)、第 十四条第二項、第九項若しくは第十項、第十四 条の三第二項、第十四条の九、第十四条の十 三、第十五条第一項、第十七条(第四十条の三 において準用する場合を含む。)、第十八条第 一項若しくは第二項(第四十条の三において準 用する場合を含む。)、第十九条(第四十条の 三において準用する場合を含む。)、第二十二 条、第二十三条(第四十条の三において準用す る場合を含む。)、第四十条の二第四項(同条 第六項において準用する場合を含む。)、第四 十条の四、第四十六条第一項若しくは第四項、 第五十八条、第六十八条の二、第六十八条の八 第一項、第六十八条の九第一項若しくは第六項 から第八項まで、第七十七条の三第一項 若しく は第二項、第七十七条の四、第七十七条の四の 二第一項、第七十七条の四の三、第七十七条の 五第一項若しくは第四項から第六項まで若しく は第八十条第一項の規定又は第七十一条、第七 十二条第一項から第三項まで、第七十二条の 四、第七十三条若しくは第七十五条第一項に基 づく命令を遵守しているかどうかを確かめるた めに必要があると認めるときは、当該製造販売 業者等に対して、厚生労働省令で定めるところ により必要な報告をさせ、又は当該職員に、工 場、事務所その他当該製造販売業者等が医薬 品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業 務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若 しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若し くは従業員その他の関係者に質問させることが できる。

2 都道府県知事(店舗販売業にあつては、その店 舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の 区域にある場合においては、市長又は区長。第 七十条第一項、第七十二条第四項、 第七十二条 の二第一項、第七十二条の四、第七十三条、第 七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の 二において同じ。)は、薬局開設者、医薬品の 販売業者又は第三十九条第一項若しくは第三十 九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは 賃貸業者(以下この項において「販売業者等」 という。)が、第五条 ◆削除◆、第七条 ◆削除 ◆、第八条 (◆削除◆第四十条第一項において 準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若 しくは第二項、第九条(◆削除◆第四十条第一 項から第三項までにおいて準用する場合を含 む。)、第九条の二、第九条の三、第十条(第 三十八条並びに第四十条第一項及び第二項にお いて準用する場合を含む。)、第十一条(第三 十八条及び第四十条第一項において準用する場 合を含む。)、 第二十六条第二項、第二十七条 から第二十九条の三まで、第三十条第二項、第 三十一条から第三十三条まで、第三十四条第 項若しくは第三項、第三十五条から第三十六条 の二まで、第三十六条の五から第三十七条ま

- 十九条の二、第三十九条の三第二項 ◆追加◆、 第四十五条、第四十六条第一項若しくは第四 項、第四十九条 ◆追加◆、第六十八条の九第二 項、第五項若しくは第八項、第七十七条の三、 第七十七条の四第二項、第七十七条の四の二第 ニ項若しくは第七十七条の五第三項、第五項若 しくは第六項の規定又は第七十二条第四項、第 七十二条の二から第七十四条まで若しくは第七 十五条第一項に基づく命令を遵守しているかど うかを確かめるために必要があると認めるとき は、当該販売業者等に対して、厚生労働省令で 定めるところにより必要な報告をさせ、又は当 該職員に、薬局、店舗、事務所その他当該販売 業者等が医薬品 又は医療機器を業務上取り扱う 場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書 類その他の物件を検査させ、若しくは従業員そ の他の関係者に質問させることができる。
- 3 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置す る市の市長又は特別区の区長は、前二項に定め るもののほか必要があると認めるときは、薬局 開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施 設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品若し くは医療機器の製造販売業者、製造業者若しく は販売業者、第十四条の十一第一項の登録を受 けた者、医療機器の賃貸業者若しくは修理業者 その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医 療機器を業務上取り扱う者又は第十八条第三 項、第六十八条の九第六項若しくは第七十七条 の五第四項の委託を受けた者に対して、厚生労 働省令で定めるところにより必要な報告をさ せ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、飼 育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他医 薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を 業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備 若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従 業員その他の関係者に質問させ、若しくは第七 十条第一項に規定する物に該当する疑いのある 物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去 させることができる。
- 4 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、 登録認証機関に対して、基準適合性認証の業務 又は経理の状況に関し、報告をさせ、又は当該 職員に、登録認証機関の事務所に立ち入り、帳 簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係 者に質問させることができる。
- 5 当該職員は、前各項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 第一項から第四項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- で、第三十九条第三項、第三十九条の二、第三 十九条の三第二項、第四十条の四、第四十五 条、第四十六条第一項若しくは第四項、第四十 九条、第五十七条の二、第六十八条の九第二 項、第五項若しくは第八項、第七十七条の三 第七十七条の四第二項、第七十七条の四の二第 二項若しくは第七十七条の五第三項、第五項若 しくは第六項の規定又は第七十二条第四項、第 七十二条の二から第七十四条まで若しくは第七 十五条第一項に基づく命令を遵守しているかど うかを確かめるために必要があると認めるとき は、当該販売業者等に対して、厚生労働省令で 定めるところにより必要な報告をさせ、又は当 該職員に、薬局、店舗、事務所その他当該販売 業者等が医薬品若しくは医療機器を業務上取り 扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳 簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業 員その他の関係者に質問させることができる。
- 3 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置す る市の市長又は特別区の区長は、前二項に定め るもののほか必要があると認めるときは、薬局 開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施 設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品若し くは医療機器の製造販売業者、製造業者若しく は販売業者、第十四条の十一第一項の登録を受 けた者、医療機器の賃貸業者若しくは修理業者 その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医 療機器を業務上取り扱う者又は第十八条第三 項、第六十八条の九第六項若しくは第七十七条 の五第四項の委託を受けた者に対して、厚生労 働省令で定めるところにより必要な報告をさ せ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、飼 育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他医 薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を 業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備 若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従 業員その他の関係者に質問させ、若しくは第七 十条第一項に規定する物に該当する疑いのある 物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去 させることができる。
- 4 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、 登録認証機関に対して、基準適合性認証の業務 又は経理の状況に関し、報告をさせ、又は当該 職員に、登録認証機関の事務所に立ち入り、帳 簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係 者に質問させることができる。
- 5 当該職員は、前各項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 第一項から第四項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

施行日:平成21年 6月 1日

(改善命令等)

(改善命令等)

- 第七十二条 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者に対して、その品質管理又は製造販売後安全管理の方法が第十二条の二第一号又は第二号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しない場合においては、その品質管理若しくは製造販売後安全管理の方法の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品 若しくは医療機器の製造販売業者(選任製造販 売業者を除く。)又は第八十条第一項に規定す る輸出用の医薬品、医薬部外品、化粧品若しく は医療機器の製造業者に対して、その物の製造 所における製造管理若しくは品質管理の方法が 第十四条第二項第四号に規定する厚生労働省令 で定める基準に適合せず、又はその製造管理若 しくは品質管理の方法によつて医薬品、医薬部 外品、化粧品若しくは医療機器が第五十六条 (第六十条及び第六十二条において準用する場 合を含む。)若しくは第六十五条に規定する医 薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器若 しくは第六十八条の六に規定する生物由来製品 に該当するようになるおそれがある場合におい ては、その製造管理若しくは品質管理の方法の 改善を命じ、又はその改善を行うまでの間その 業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが できる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医 薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業者 又は医療機器の修理業者に対して、その構造設 備が、第十三条第四項第一号若しくは第四十条 の二第四項第一号の規定に基づく厚生労働省令 で定める基準に適合せず、又はその構造設備に よつて医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医 療機器が第五十六条(第六十条及び第六十二条 において準用する場合を含む。)若しくは第六 十五条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品 若しくは医療機器若しくは第六十八条の六に規 定する生物由来製品に該当するようになるおそ れがある場合においては、その構造設備の改善 を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設 の全部若しくは一部を使用することを禁止する ことができる。
- 4 都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは賃貸者に対して、その構造設備が、第五条第一号を含めて、第二十八条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第三項第一号、第三十九条の三第二項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合せず、又はその構造設備によつて医薬品若しくは医療機器が第五十六条若しくは第六十五条に規定する医薬品若しくは医療機器若しくは第六十八条の六に規定する生物由来製品に該当するようになるおそれがある場合においては、その

- 第七十二条 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者に対して、その品質管理又は製造販売後安全管理の方法が第十二条の二第一号又は第二号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しない場合においては、その品質管理若しくは製造販売後安全管理の方法の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品 若しくは医療機器の製造販売業者(選任製造販 売業者を除く。)又は第八十条第一項に規定す る輸出用の医薬品、医薬部外品、化粧品若しく は医療機器の製造業者に対して、その物の製造 所における製造管理若しくは品質管理の方法が 第十四条第二項第四号に規定する厚生労働省令 で定める基準に適合せず、又はその製造管理若 しくは品質管理の方法によつて医薬品、医薬部 外品、化粧品若しくは医療機器が第五十六条 (第六十条及び第六十二条において準用する場 合を含む。)若しくは第六十五条に規定する医 薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器若 しくは第六十八条の六に規定する生物由来製品 に該当するようになるおそれがある場合におい ては、その製造管理若しくは品質管理の方法の 改善を命じ、又はその改善を行うまでの間その 業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが
- 3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医 薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業者 又は医療機器の修理業者に対して、その構造設 備が、第十三条第四項第一号若しくは第四十条 の二第四項第一号の規定に基づく厚生労働省令 で定める基準に適合せず、又はその構造設備に よつて医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医 療機器が第五十六条(第六十条及び第六十二条 において準用する場合を含む。)若しくは第六 十五条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品 若しくは医療機器若しくは第六十八条の六に規 定する生物由来製品に該当するようになるおそ れがある場合においては、その構造設備の改善 を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設 の全部若しくは一部を使用することを禁止する ことができる。
- 4 都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは賃金を収益を変更をできる。 者に対して、その構造設備が、第五条第一号、第二十六条第二項第一号、第三十九条第三項第一号をできる基準に通らせず、又はその第五とは第二十九条の三第二項の規定に基づくの構造設備によって医薬品若しくは医療機器がある基準に規定する医薬品若しくは第六十五条に規定する医薬品に表が表表に規定するようになるおそれがある場合においては、その構造設備の改善を命

構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止することができる。

じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止することができる。

#### - 本則-

施行日:平成21年 6月 1日

第七十二条の二 都道府県知事は、薬局開設者又は 一般販売業者に対して、その薬局又は店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師が第五 条第二号(第二十六条第二項において準用する 場合を含む。)の規定に基づく厚生労働省令で 定める 員数に達しなくなつた場合においては、 当該 員数に達するように 当該薬剤師の増員を命 ずることができる。

◆追加◆

- 第七十二条の二 都道府県知事は、薬局開設者又は店舗販売業者に対して、その薬局又は店舗 ◆削除◆が第五条第二号 又は第二十六条第二項第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める 基準に適合しなくなつた場合においては、当該 基準に適合するように その業務の体制を整備することを命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、配置販売業者に対して、その 都道府県の区域における業務を行う体制が、第 三十条第二項第一号の規定に基づく厚生労働省 令で定める基準に適合しなくなつた場合におい ては、当該基準に適合するようにその業務を行 う体制を整備することを命ずることができる。

#### - 本則-

施行日:平成21年 6月 1日

(総括製造販売責任者等の変更命令)

第七十三条 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業の管理者若しくは医療機器の製造業の管理者若しくは医療機器の製造医薬品の一般販売業若しくは医療機器の販売業若しくは医療機器の販売業若しくは医療機器の販売業若しくは医療機器の販売業若しくは医療機器の販売業者に対して、その者にことさいて、その表別のでは、その表別のでは、その表別のでは、その表別のであるときに、その製造販売業者、製造賃業者、変易開設者、変更を命ずることができる。

(総括製造販売責任者等の変更命令)

#### - 本則-

施行日:平成21年6月1日

(許可の取消し等)

第七十五条 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者について、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは第三十九条の一次ではであるとであるとではこれに基づく処分に違反する行為があつたとき、又はこれらの者(これらの者が法人であるときは、その業務を行う役員を含むものとし、法人たる薬種商又は配置販売業者に

(許可の取消し等)

第七十五条 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者について、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは第三十九条の一人はこれに基づく処分に違反する行為があったとき、又はこれらの者(これらの者が法人であるときは、その業務を行う役員を含むもの◆削除◆とする。)が第五条第三号◆削除

- ついては、さらに第二十八条第二項の規定に基づく政令で定める者を含むものとする。)が第五条第三号(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)、第十二条の二第三号、第十三条第四項第二号(同条第七項において準用する場合を含む。)、第二十八条第三項第二号、第三十条第二項第一号、第三十九条第三項第二号、第三十条第二項第一号、第三十九条第三項第二号の規定に該当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者について前項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。
- 3 第一項に規定するもののほか、厚生労働大臣 は、血液製剤(安全な血液製剤の安定供給の確 保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十 号)第二条第一項に規定する血液製剤をいう。 以下この項において同じ。)の製造販売業者又 は製造業者が、次の各号のいずれかに該当する ときは、期間を定めてその業務の全部又は一部 の停止を命ずることができる。
  - 一 当該製造販売業者又は製造業者が、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第二十六条第二項の勧告に従わなかつたとき。
  - 二 採血事業者(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第二条第三項に規定する採血事業者をいう。)以外の者が国内で採取した血液又は国内で有料で採取され、若しくは提供のあつせんをされた血液を原料として血液製剤を製造したとき。

- ◆、第十二条の二第三号、第十三条第四項第二号(同条第七項において準用する場合を含む。)、第二十六条第二項第三号、第三十条第二項第二号、第三十四条第二項第二号、第三十九条第三項第二号若しくは第四十条の二第四項第二号の規定に該当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者について前項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。
- 3 第一項に規定するもののほか、厚生労働大臣 は、血液製剤(安全な血液製剤の安定供給の確 保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十 号)第二条第一項に規定する血液製剤をいう。 以下この項において同じ。)の製造販売業者又 は製造業者が、次の各号のいずれかに該当する ときは、期間を定めてその業務の全部又は一部 の停止を命ずることができる。
  - 一 当該製造販売業者又は製造業者が、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第二十六条第二項の勧告に従わなかつたとき。
  - 二 採血事業者(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第二条第三項に規定する採血事業者をいう。)以外の者が国内で採取した血液又は国内で有料で採取され、若しくは提供のあつせんをされた血液を原料として血液製剤を製造したとき。

|施行日:平成21年 6月 1日

#### 第十章 雑則

(情報の提供等)

第七十七条の三 医薬品若しくは医療機器の製造販 売業者、 卸売一般販売業の許可を受けた者、医 療機器の販売業者若しくは賃貸業者(薬局開設 者、医療機器の製造販売業者、販売業者若しく は賃貸業者若しくは病院、診療所若しくは飼育 動物診療施設の開設者に対し、業として、医療 機器を販売し、若しくは授与するもの又は薬局 開設者若しくは病院、診療所若しくは飼育動物 診療施設の開設者に対し、業として、医療機器 を賃貸するものに限る。次項において「医療機 器の卸売販売業者等」という。)又は外国特例 承認取得者は、医薬品又は医療機器の有効性及 び安全性に関する事項その他医薬品又は医療機 器の適正な使用のために必要な情報(第六十三 条の二第二号の規定による指定がされた医療機 器の保守点検に関する情報を含む。次項におい て同じ。)を収集し、及び検討するとともに、

#### 第十章 雑則

(情報の提供等)

第七十七条の三 医薬品若しくは医療機器の製造販 売業者、 卸売販売業の許可を受けた者、医療機 器の販売業者若しくは賃貸業者(薬局開設者、 医療機器の製造販売業者、販売業者若しくは賃 貸業者若しくは病院、診療所若しくは飼育動物 診療施設の開設者に対し、業として、医療機器 を販売し、若しくは授与するもの又は薬局開設 者若しくは病院、診療所若しくは飼育動物診療 施設の開設者に対し、業として、医療機器を賃 貸するものに限る。次項において「医療機器の 卸売販売業者等」という。)又は外国特例承認 取得者は、医薬品又は医療機器の有効性及び安 全性に関する事項その他医薬品又は医療機器の 適正な使用のために必要な情報(第六十三条の 二第二号の規定による指定がされた医療機器の 保守点検に関する情報を含む。次項において同 じ。)を収集し、及び検討するとともに、薬局

薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の販売業者、医療機器の販売業者、賃貸業者若しくは修理業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対し、これを提供するよう努めなければならない。

- 2 薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の販売業者、医療機器の販売業者、賃貸業者若しくは修理業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、卸売一般販売業の許可を受けた者、医療機器の卸売販売業者等又は外国特例承認取得者が行う医薬品又は医療機器の適正な使用のために必要な情報の収集に協力するよう努めなければならない。
- 3 薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又は 医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者 は、医薬品及び医療機器の適正な使用を確保す るため、相互の密接な連携の下に第一項の規定 により提供される情報の活用(第六十三条の二 第二号の規定による指定がされた医療機器の保 守点検の適切な実施を含む。)その他必要な情 報の収集、検討及び利用を行うことに努めなけ ればならない。
- 4 薬局開設者、医薬品の販売業者又は医療機器の 販売業者、賃貸業者若しくは修理業者は、医薬 品又は医療機器を一般に購入し、又は使用する 者に対し、医薬品又は医療機器の適正な使用の ために必要な情報を提供するよう努めなければ ならない。

- 開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の販売業者、医療機器の販売業者、賃貸業者若しくは修理業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対し、これを提供するよう努めなければならない。
- 2 薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の販売業者、医療機器の販売業者、賃貸業者若しくは修理業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、卸売販売業の許可を受けた者、医療機器の卸売販売業者等又は外国特例承認取得者が行う医薬品又は医療機器の適正な使用のために必要な情報の収集に協力するよう努めなければならない。
- 3 薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又は 医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者 は、医薬品及び医療機器の適正な使用を確保す るため、相互の密接な連携の下に第一項の規定 により提供される情報の活用(第六十三条の二 第二号の規定による指定がされた医療機器の保 守点検の適切な実施を含む。)その他必要な情 報の収集、検討及び利用を行うことに努めなけ ればならない。
- ◆削除◆

#### - 本則-

# 施行日:平成21年 6月 1日

#### (副作用等の報告)

- 第七十七条の四の二 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者又は外国特例承認取得者は、その製造販売をし、又は承認を受けた医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器について、当該品目の副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生その他の医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の有効性及び安全性に関する場所で厚生労働省令で定めるものを知つたときは、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 2 薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師 ◆追加◆、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品又は医療機器について、当該品目の副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知つた場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、

#### (副作用等の報告)

- 第七十七条の四の二 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者又は外国特例承認取得者は、その製造販売をし、又は承認を受けた医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器について、当該品目の副作用その他の事由よるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生その他の医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の有効性及び安全性に関する場所で厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 2 薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、 登録販売者、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品又は医療機器について、当該品目の副作用 その他の事由によるものと疑われる疾病、障害 若しくは死亡の発生又は当該品目の使用による ものと疑われる感染症の発生に関する事項を知 つた場合において、保健衛生上の危害の発生又 は拡大を防止するため必要があると認めるとき

その旨を厚生労働大臣に報告しなければならな い。

は、その旨を厚生労働大臣に報告しなければな らない。

#### 本則-

|施行日:平成21年 6月 1日

#### (動物用医薬品等)

第八十三条 医薬品、医薬部外品又は医療機器(治 験の対象とされる薬物又は機械器具等を含 む。)であつて、専ら動物のために使用される ことが目的とされているものに関しては、この 法律(第二条第十四項 ◆追加◆、第七十六条の 四、第七十六条の六、第七十六条の七第一項及 び第二項、第七十六条の八第一項、第七十七 条、第八十一条の四、次項並びに第八十三条の 四第三項(第八十三条の五第二項において準用 する場合を含む。)を除く。)中「厚生労働大 臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労 働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第二 条第五項から第七項までの規定中「人」とある のは「動物」と、第八条の二第一項中「医療を 受ける者」とあるのは「獣医療を受ける動物の 飼育者」と、第十四条第二項第三号ロ中「又 は」とあるのは「若しくは」と、「認められる とき」とあるのは「認められるとき、又は申請 に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従 い使用される場合に、当該医薬品が有する対象 動物(牛、豚その他の食用に供される動物とし て農林水産省令で定めるものをいう。以下同 じ。)についての残留性(医薬品の使用に伴い その医薬品の成分である物質(その物質が化学 的に変化して生成した物質を含む。)が動物に 残留する性質をいう。以下同じ。)の程度から みて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他 の食用に供される生産物で人の健康を損なうも のが生産されるおそれがあることにより、医薬 品として使用価値がないと認められるとき」 と、同条第七項中「医療上」とあるのは「獣医 療上」と、第十四条の三第一項第一号中「国民 の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は 健康の維持」と◆追加◆、第二十六条第一項中 「都道府県知事( 専ら薬局開設者、医薬品の製 造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病 院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者 に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は 授与する一般販売業(以下「卸売一般販売業」 という。)以外の一般販売業にあつては、その 店舗の所在地が地域保健法(昭和二十二年法律 第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以 下「保健所を設置する市」という。)又は特別 区の区域にある場合においては、市長又は区 長。第二十八条第三項において同じ。)」とあ るのは「都道府県知事」と、第三十六条の四第 一項中「一般用医薬品」とあるのは「農林水産 大臣が指定する医薬品(以下「指定医薬品」と いう。)以外の医薬品」と、同条第二項及び第 三十六条の五第二号中「第二類医薬品及び第三

(動物用医薬品等)

第八十三条 医薬品、医薬部外品又は医療機器(治 験の対象とされる薬物又は機械器具等を含 む。)であつて、専ら動物のために使用される ことが目的とされているものに関しては、この 法律(第二条第十四項、第九条の二、第三十六 条の六第一項(同条第五項において準用する場 合を含む。)、第七十六条の四、第七十六条の 六、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十 六条の八第一項、第七十七条、第八十一条の 四、次項並びに第八十三条の四第三項(第八十 三条の五第二項において準用する場合を含 む。)を除く。)中「厚生労働大臣」とあるの は「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあ るのは「農林水産省令」と、第二条第五項から 第七項までの規定中「人」とあるのは「動物」 と、第八条の二第一項中「医療を受ける者」と あるのは「獣医療を受ける動物の飼育者」と、 第十四条第二項第三号ロ中「又は」とあるのは 「若しくは」と、「認められるとき」とあるの は「認められるとき、又は申請に係る医薬品 が、その申請に係る使用方法に従い使用される 場合に、当該医薬品が有する対象動物(牛、豚 その他の食用に供される動物として農林水産省 令で定めるものをいう。以下同じ。)について の残留性(医薬品の使用に伴いその医薬品の成 分である物質(その物質が化学的に変化して生 成した物質を含む。)が動物に残留する性質を いう。以下同じ。)の程度からみて、その使用 に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供され る生産物で人の健康を損なうものが生産される おそれがあることにより、医薬品として使用価 値がないと認められるとき」と、同条第七項中 「医療上」とあるのは「獣医療上」と、第十四 条の三第一項第一号中「国民の生命及び健康」 とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、 第二十五条第一号中「一般用医薬品(医薬品の うち、その効能及び効果において人体に対する 作用が著しくないものであつて、薬剤師その他 の医薬関係者から提供された情報に基づく需要 者の選択により使用されることが目的とされて いるものをいう。以下同じ。)」とあるのは 「医薬品」と、同条第二号、第三十一条、第三 十六条の五(見出しを含む。)、第三十六条の 六第三項及び第五項並びに第五十七条の二第二 項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」 と、第二十六条第一項中「都道府県知事 (◆削 除◆その店舗の所在地が地域保健法(昭和二十 二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定め る市(以下「保健所を設置する市」という。) 又は特別区の区域にある場合においては、市長

類医薬品」とあるのは「指定医薬品以外の医薬 品」と、同条第一号中「第一類医薬品」とある のは「指定医薬品」と、第三十六条の六第二項 中「第二類医薬品」とあるのは「医薬品」と、 第三十八条中「準用する。この場合において、 第十条中「都道府県知事」とあるのは、「都道 府県知事( 第二十六条第一項に規定する卸売一 般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあ つては、その店舗の所在地が同項に規定する保 健所を設置する市又は特別区の区域にある場合 においては、市長又は区長)」と読み替えるも のとする。」とあるのは「準用する。」と、第 四十九条の見出し中「処方せん医薬品」とある のは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二 項中「処方せんの交付」とあるのは「処方せん の交付又は指示」と、 第五十条第九号中「医師 等の処方せん」とあるのは「獣医師等の処方せ ん・指示」と、 第六十九条第二項中「都道府県 知事(卸売一般販売業以外の一般販売業又は特 例販売業にあつては、その店舗の所在地が保健 所を設置する市又は特別区の区域にある場合に おいては、市長又は区長。第七十条第一項、第 七十二条第四項、第七十二条の二、第七十二条 の四、第七十三条、第七十五条第一項、第七十 六条及び第八十一条の二において同じ。)」と あるのは「都道府県知事」と、第六十九条第三 項及び第七十条第二項中「、都道府県知事、保 健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と あるのは「又は都道府県知事」と、第七十六条 の三第一項中「、都道府県知事、保健所を設置 する市の市長又は特別区の区長」とあるのは 「又は都道府県知事」と、「、都道府県、保健 所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は 都道府県」と読み替えるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定により読み替えて 適用される第十四条第一項若しくは第九項(第 十九条の二第五項において準用する場合を含 む。以下この項において同じ。)又は第十九条 の二第一項の承認の申請があつたときは、当該 申請に係る医薬品につき前項の規定により読み 替えて適用される第十四条第二項第三号口(残 留性の程度に係る部分に限り、同条第九項及び 第十九条の二第五項において準用する場合を含 む。)に該当するかどうかについて、厚生労働 大臣の意見を聴かなければならない。

[編注] 本条は平一八・六・一四法六九で改正され、第一項の改正規定(第三十六条の四に係る部分を除く。)については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

又は区長。第二十八条第三項において同 じ。)」とあるのは「都道府県知事」と、第三 十六条の四第一項中「一般用医薬品」とあるの は「農林水産大臣が指定する医薬品(以下「指 定医薬品」という。)以外の医薬品」と、同条 第二項及び第三十六条の五第二号中「第二類医 薬品及び第三類医薬品」とあるのは「指定医薬 品以外の医薬品」と、同条第一号中「第一類医 薬品」とあるのは「指定医薬品」と、第三十六 条の六第二項中「第二類医薬品」とあるのは 「医薬品」と、第三十八条中「準用する。この 場合において、第十条中「都道府県知事」とあ るのは、「都道府県知事(店舗販売業にあつて は、その店舗の所在地が第二十六条第一項に規 定する保健所を設置する市又は特別区の区域に ある場合においては、市長又は区長)」と読み 替えるものとする。」とあるのは「準用す る。」と、第四十九条の見出し中「処方せん医 薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第 一項及び第二項中「処方せんの交付」とあるの は「処方せんの交付又は指示」と、 第五十条第 六号中「一般用医薬品にあつては、第三十六条 の三第一項に規定する区分ごとに」とあるのは 「指定医薬品にあつては」と、同条第十号中 「医師等の処方せん」とあるのは「獣医師等の 処方せん・指示」と、 同条第十一号及び第五十 九条第九号中「人体」とあるのは「動物の身 体」と、第五十七条の二第二項中「第一類医薬 品、第二類医薬品又は第三類医薬品」とあるの は「指定医薬品又はそれ以外の医薬品」と、第 六十九条第二項中「都道府県知事(店舗販売 業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設 置する市又は特別区の区域にある場合において は、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二 条第四項、第七十二条の二第一項、第七十二条 の四、第七十三条、第七十五条第一項、第七十 六条及び第八十一条の二において同じ。)」と あるのは「都道府県知事」と、第六十九条第三 項及び第七十条第二項中「、都道府県知事、保 健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と あるのは「又は都道府県知事」と、第七十六条 の三第一項中「、都道府県知事、保健所を設置 する市の市長又は特別区の区長」とあるのは 「又は都道府県知事」と、「、都道府県、保健 所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は 都道府県」と読み替えるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定により読み替えて 適用される第十四条第一項若しくは第九項(第 十九条の二第五項において準用する場合を含 む。以下この項において同じ。)又は第十九条 の二第一項の承認の申請があつたときは、当該 申請に係る医薬品につき前項の規定により読み 替えて適用される第十四条第二項第三号口(残 留性の程度に係る部分に限り、同条第九項及び 第十九条の二第五項において準用する場合を含 む。)に該当するかどうかについて、厚生労働 大臣の意見を聴かなければならない。

#### 施行日:平成21年 6月 1日

# ◆追加◆

(動物用医薬品の店舗販売業の許可の特例)

- 第八十三条の二の二 都道府県知事は、当該地域に おける薬局及び医薬品販売業の普及の状況その 他の事情を勘案して特に必要があると認めると きは、第二十六条第二項の規定にかかわらず、 店舗ごとに、第八十三条第一項の規定により読 み替えて適用される第三十六条の四第一項の規 定により農林水産大臣が指定する医薬品以外の 動物用医薬品の品目を指定して店舗販売業の許 可を与えることができる。
- 2 前項の規定により店舗販売業の許可を受けた者 (次項において「動物用医薬品特例店舗販売業 者」という。)に対する第二十七条及び第三十 六条の六第二項の規定の適用については、第二 十七条中「一般用医薬品」とあるのは「第八十 三条の二の二第一項の規定により都道府県知事 が指定した品目」と、「ならない。ただし、専 ら動物のために使用されることが目的とされて いる医薬品については、この限りでない。」と あるのは「ならない。」と、同項中「販売又は 授与に従事する薬剤師又は登録販売者」とある のは「販売又は授与に従事する者」とし、第二 十八条から第二十九条の二まで、第三十六条の 五、第三十六条の六第三項、第七十二条の二第 一項及び第七十三条の規定は、適用しない。
- 3 動物用医薬品特例店舗販売業者については、第 三十七条第二項の規定を準用する。

#### 本則-

#### 施行日:平成21年6月1日

- 第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に 処し、又はこれを併科する。
  - 一 第四条第一項の規定に違反した者
  - 二 第十二条第一項の規定に違反した者
  - 三 第十四条第一項又は第九項の規定に違反した
  - 四 第二十三条の二第一項又は第四項の規定に違 反した者
  - 五 第二十四条第一項の規定に違反した者
  - 六 第二十九条の規定に違反した者
  - 七 第三十一条の規定に違反した者
  - 八 第三十六条の規定に違反した者
  - 九 第三十九条第一項の規定に違反した者
  - + 第四十条の二第一項又は第五項の規定に違反 した者
  - 十一 第四十三条第一項又は第二項の規定に違反 した者
  - 十二 第四十四条第三項の規定に違反した者
  - 十三 第四十九条第一項の規定に違反した者
  - 十四 第五十五条第二項(第六十条、第六十二条

- 第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に
  - 処し、又はこれを併科する。
  - 一 第四条第一項の規定に違反した者
  - :第十二条第一項の規定に違反した者
  - 三 第十四条第一項又は第九項の規定に違反した
  - 四 第二十三条の二第一項又は第四項の規定に違 反した者
  - 五 第二十四条第一項の規定に違反した者 六 第二十七条の規定に違反した者

  - 七 第三十一条の規定に違反した者
  - ◆削除◆
  - 八 第三十九条第一項の規定に違反した者
  - 九第四十条の二第一項又は第五項の規定に違反 した者
  - 十 第四十三条第一項又は第二項の規定に違反し た者
  - 十一 第四十四条第三項の規定に違反した者
  - 第四十九条第一項の規定に違反した者
  - 十三 第五十五条第二項(第六十条、第六十二条

- 及び第六十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 十五 第五十六条(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 十六 第五十七条第二項(第六十条及び第六十二 条において準用する場合を含む。)の規定に 違反した者
- 十七 第六十五条の規定に違反した者
- 十八 第六十八条の六の規定に違反した者
- 十九 第六十九条の三の規定による命令に違反した者
- 二十 第七十条第一項若しくは第七十六条の七第 一項の規定による命令に違反し、又は第七十 条第二項若しくは第七十六条の七第二項の規 定による廃棄その他の処分を拒み、妨げ、若 しくは忌避した者
- 二十一 第七十六条の四の規定に違反した者(前条に該当する者を除く。)
- 二十二 第八十三条の二第一項若しくは第二項、 第八十三条の三又は第八十三条の四第二項 (第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

- 及び第六十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 十四 第五十六条(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 十五 第五十七条第二項(第六十条及び第六十二 条において準用する場合を含む。)の規定に 違反した者
- 十六 第六十五条の規定に違反した者
- 十七 第六十八条の六の規定に違反した者
- 十八 第六十九条の三の規定による命令に違反した者
- 十九 第七十条第一項若しくは第七十六条の七第 一項の規定による命令に違反し、又は第七十 条第二項若しくは第七十六条の七第二項の規 定による廃棄その他の処分を拒み、妨げ、若 しくは忌避した者
- 二十 第七十六条の四の規定に違反した者(前条に該当する者を除く。)
- 二十一 第八十三条の二第一項若しくは第二項、 第八十三条の三又は第八十三条の四第二項 (第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

# 施行日:平成21年 6月 1日

- 第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処 し、又はこれを併科する。
  - 一 第七条第一項 又は第二項 (第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
  - 二 第十三条第一項又は第六項の規定に違反した 者
  - 三第十四条の十三第一項の規定に違反した者
  - 四 第十七条第一項、第三項又は第五項(第四十 条の三において準用する場合を含む。)の規 定に違反した者
  - 五 第三十九条の二の規定に違反した者
  - 六 第四十五条の規定に違反した者
  - 七 第四十六条第一項又は第四項の規定に違反し た者
  - 八 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反し た来
  - 九 第四十九条第二項の規定に違反して、同項に 規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記 載をし、又は同条第三項の規定に違反した者
  - 十 毒薬又は劇薬に関し第五十八条の規定に違反 した者
  - 十一 第六十七条の規定に基づく政令の定める制限その他の措置に違反した者
  - 十二 第六十八条の二第一項の規定に違反した者 十三 第七十二条第一項又は第二項の規定による
    - | 二 第 0 | 二米第 「頃久は第二頃の | 業務の停止命令に違反した者
  - 十四 第七十二条第三項又は第四項の規定に基づ く施設の使用禁止の処分に違反した者

- 第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、
  - 一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処 し、又はこれを併科する。
  - 一第七条第一項若しくは第二項、第二十八条第 一項若しくは第二項、第三十一条の二又は第 三十五条第一項若しくは第二項の規定に違反 した者
  - 二 第十三条第一項又は第六項の規定に違反した 者
  - 三第十四条の十三第一項の規定に違反した者
  - 四 第十七条第一項、第三項又は第五項(第四十 条の三において準用する場合を含む。)の規 定に違反した者
  - 五 第三十九条の二の規定に違反した者
  - 六 第四十五条の規定に違反した者
  - 七 第四十六条第一項又は第四項の規定に違反した者
  - 八 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反した者
  - 九 第四十九条第二項の規定に違反して、同項に 規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記 載をし、又は同条第三項の規定に違反した者
  - 十 毒薬又は劇薬に関し第五十八条の規定に違反 した者
  - 十一 第六十七条の規定に基づく政令の定める制限その他の措置に違反した者
  - 十二 第六十八条の二第一項の規定に違反した者
  - 十三 第七十二条第一項又は第二項の規定による 業務の停止命令に違反した者
  - 十四 第七十二条第三項又は第四項の規定に基づ

- 十五 第七十二条の四第一項又は第二項の規定に よる命令に違反した者
- 十六 第七十三条の規定による命令に違反した者十七 第七十四条の規定による命令に違反した者
- 十八 第七十四条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者
- 十九 第七十六条の六第二項の規定による命令に 違反した者
- 2 この法律に基づいて得た他人の業務上の秘密を 自己の利益のために使用し、又は正当な理由な く、権限を有する職員以外の者に漏らした者 は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処 する。

- く施設の使用禁止の処分に違反した者
- 十五 第七十二条の四第一項又は第二項の規定による命令に違反した者
- 十六 第七十三条の規定による命令に違反した者
- 十七 第七十四条の規定による命令に違反した者
- 十八 第七十四条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者
- 十九 第七十六条の六第二項の規定による命令に 違反した者
- 2 この法律に基づいて得た他人の業務上の秘密を 自己の利益のために使用し、又は正当な理由な く、権限を有する職員以外の者に漏らした者 は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処 する。

# 施行日:平成21年 6月 1日

- 第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理 人、使用人その他の従業者が、その法人又は人 の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反 行為をしたときは、行為者を罰するほか、その 法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その 人に対して各本条の罰金刑を科する。
  - 第八十三条の九又は第八十四条(第三号、第四号、第十号、第十一号、第十四号、第十五号及び第十七号から第二十号(第七十条第二項及び第七十六条の七第二項の規定に係る部分を除く。)までに係る部分に限る。) 一億円以下の罰金刑
  - 二 第八十四条(第三号、第四号、 第十号、第十一号、第十四号、第十五号及び第十七号から 第二十号(第七十条第二項及び第七十六条の 七第二項の規定に係る部分を除く。)までに 係る部分を除く。)、第八十五条、第八十六 条第一項、第八十六条の三第一項、第八十七 条又は第八十八条 各本条の罰金刑
- 第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理 人、使用人その他の従業者が、その法人又は人 の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反 行為をしたときは、行為者を罰するほか、その 法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その 人に対して各本条の罰金刑を科する。
  - 一 第八十三条の九又は第八十四条(第三号、第四号、第九号、第十号、第十三号、第十四号及び第十六号から第十九号(第七十条第二項及び第七十六条の七第二項の規定に係る部分を除く。)までに係る部分に限る。) 一億円以下の罰金刑
  - 二 第八十四条(第三号、第四号、 第九号、第十号、第十三号、第十四号及び第十六号から第十九号(第七十条第二項及び第七十六条の七第二項の規定に係る部分を除く。)までに係る部分を除く。)、第八十五条、第八十六条第一項、第八十六条の三第一項、第八十七条又は第八十八条 各本条の罰金刑